

青森県報

第三千四百十六号

平成二十三年
七月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行……………(道路課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二
- 右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第六百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法 人治省会	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホーム桃 の木	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	平成 二三年 七二五	

青森県告示第六百二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法 人治省会	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホーム桃 の木	西津軽郡深浦町 大字深浦字吾妻 沢一四六の六五	平成 二三年 七二五	

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三三の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 三・七・二五
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国 有林八三一林班は小班から 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国 有林八三一林班の小班まで	改築（道路改良）	三・八・二〇

青森県告示第六百二十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月二十三日から施行する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森農業協同組合横内出張所	青森市大字横内	、
青森農業協同組合荒川出張所	青森市大字荒川	、
青森農業協同組合北中野支店	青森市浪岡大字北中野	及び
青森農業協同組合平館支店	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢	を削る。

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドリームサンワドー八食店
八戸市大字長苗代字狐田五の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社八食サービスエイト 八戸市大字河原木字神才二二の二 代表取締役 福田眞幸	株式会社八食サービスエイト 八戸市大字河原木字神才二二の二 代表取締役 島守雅義	平成 三〇・五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社サンワドー 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	変更なし	
株式会社サトメガネ 神奈川県平塚市見附町四の一七 代表取締役 佐藤行男	平成 二七・二・二四	
サンクス青森株式会社 青森市港町一丁目一九の四 代表取締役 西尾直見	三・五・二	

四 届出年月日

平成二十三年六月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年七月二十二日から同年十一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十一月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社
青森市中央二丁目九の八
代表取締役 川鍋尚弘

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 一、八八一台	八三七台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成二四・三・一
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置 七か所	六か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成二十三年六月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年七月二十二日から同年十一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十一月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭